官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一六）　三
○港湾法施行規則の一部を改正する省令（同一七）　三
○建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（同一八）　四
〔庁　令〕
○海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令（海上保安庁一）　四
〔法規的告示〕
○インマルサット人工衛星局の通信圏を定める件（総務八〇）　四
○労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（厚生労働一〇一）　五
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同一〇二）　五
〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の件（消費者庁四）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務九八）　五
○緊急復旧計画（フェーズ5）のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（同九九）　五
○パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトゥンハー州における教育インフラの災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同一〇〇）　五
○ノーザン州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇一）　五
○ケニア共和国における国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一〇二）　六
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（厚生労働一〇三）　六
○保安林の指定をする件（農林水産四一七）　六
○保安林の指定を解除する件（同四一八～四二〇）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業二四）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四〇四～四〇六）　六
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（同四〇七）　七
○道路に関する件（東北地方整備局四四、四五）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局八一～九〇）　九
○都市計画に関する件（北陸地方整備局九）　九
○道路に関する件（九州地方整備局三七、三八）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局二〇）　九
〔国会事項〕
法務省
官庁事項　九
〔官庁報告〕
人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇
戸籍が滅失した件（法務省告示配五一）　一〇
日本国に帰化を許可する件（同五二）　一〇
〔人事異動〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、建築基準適合判定資格者の登録の消除関係　一一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二
会社その他　一三〇

省　令

○国土交通省令第十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十六第五項第一号の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第百三十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行の方法） **第二百三十六条の七十六**　法第百三十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当する方法とする。 一　法第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において飛行させること。 二　十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で飛行させること。 三　前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に飛行させること。 四　補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて飛行させること。 （法第百三十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行の方法） **第二百三十六条の八十二**　法第百三十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。	（法第百三十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行） **第二百三十六条の七十六**　法第百三十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。 一　同条第一項第二号に掲げる空域において行うものであること 二　十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行うものであること 三　前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に行うものであること 四　補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて行うものであること （法第百三十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行） **第二百三十六条の八十二**　法第百三十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六条の七十六第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。

一　法第百三十二条の八十六第二項第四号及び第五号に掲げる方法であつて、第二百三十六条の七十六第二号から第四号までのいずれにも該当するものであること。

二　法第百三十二条の八十六第二項第四号に掲げる方法であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ　飛行の方法に応じ必要な機能及び性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機を飛行させること。

ロ　法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号までに掲げる方法によらずに飛行させる場合にあつては、総重量二十五キログラム未満の無人航空機を飛行させること。

ハ　無人航空機を飛行させる者が、当該無人航空機を安全に飛行させるために必要な知識及び能力として飛行の方法に応じ国土交通大臣が定めるものを有していること。

ニ　無人航空機を飛行させる者その他の関係者が所有又は管理する土地であつて、現に農業の用に供されている農地又は現に林業の用に供されている森林（これらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農林業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）の区域内において、地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農林産物を含む。）の上端から四メートル以下の高さの空域において飛行させること。

ホ　法第百三十二条の八十六第二項第一号又は第二号に掲げる方法によらずに飛行させる場合にあつては、自動操縦により飛行させること。

ヘ　法第百三十二条の八十六第二項第五号に掲げる方法によらずに飛行させる場合にあつては、農薬その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通大臣が定めるものを輸送するものであること。

（新設）

（新設）

ト　無人航空機の飛行の範囲を制限する機能及び故障その他の不具合が生じた場合に飛行の安全を確保する機能（これらに類するものとして国土交通大臣が定める機能を含む。）を使用して飛行させること。

チ　ホからトまでに掲げるもののほか、飛行の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める方法により飛行させること。

リ　第二百三十六条の七十五第一項の措置を講じた上で飛行させること。

ヌ　無人航空機の飛行経路下に地上又は水上の物件が存しない場合に飛行させること。

ル　補助者の配置その他の無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて飛行させること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二十一第一項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技術基準対象施設） **第二十八条の二十二**　法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内並びに臨港地区内に存する次に掲げるものとする。 一・二　（略）	（特定技術基準対象施設） **第二十八条の二十二**　法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内に存する次に掲げるものとする。 一・二　（略）
三　臨港交通施設 四　荷さばき施設 五～八　（略）	三　橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道 四　固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械 五　保管施設（新設） 六　船舶役務用施設（新設） 七　旅客乗降用固定施設（新設） 八　（略）

附　則

この省令は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十八号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（この省令の趣旨） **第一条**　この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第六十条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第七の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事事業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。	（この省令の趣旨） **第一条**　この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第三十四条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第七の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事事業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

附　則

この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

庁令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条の二　海上保安学校に、次の教官室を置く。 航海教官室 機関教官室 主計教官室 航空教官室 情報通信教官室 管制教官室 海洋科学教官室 一般教養教官室 警備救難教官室 小型船舶操縦教官室	**第四条の二**　海上保安学校に、次の教官室を置く。 航海教官室 機関教官室 主計教官室 航空教官室 情報通信教官室 航行援助教官室 管制教官室 海洋科学教官室 一般教養教官室 警備救難教官室 小型船舶操縦教官室
2～4　（略）	2～4　（略）
5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一　航海教官室、機関教官室、主計教官室、航空教官室及び情報通信教官室 二　管制教官室 三　（略） 四　一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室	5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一　航海教官室、機関教官室及び主計教官室 二　情報通信教官室、航行援助教官室及び管制教官室 三　（略） 四　航空教官室、一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室

附　則

この庁令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第一項第三号㈣及び㈦の規定に基づき、インマルサット人工衛星局の通信圏を次のように定める。

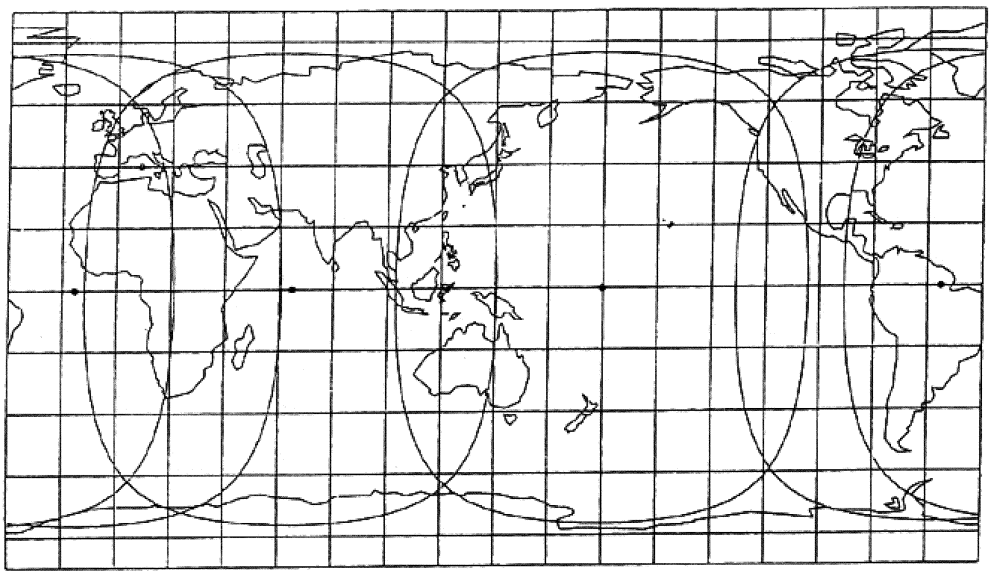
なお、平成四年郵政省告示第六十八号（インマルサット人工衛星局の通信圏を定める件）は、廃止する。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

一　インマルサット船舶地球局の開設される船舶が安定な状態において、当該インマルサット船舶地球局のアンテナ仰角が、インマルサット人工衛星局に対して五度以上となる海域

二　前項の海域については、次の略図を参照すること。



○厚生労働省告示第百一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和四十七年労働省告示第七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働安全衛生法第四十二条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 労働安全衛生法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。 （表略）	労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。 （表略）

○厚生労働省告示第百二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二百五十五　（略） 二百五十六　リソバリシブ、その塩類及びそれらの製剤 二百五十七～二百八十七　（略）	一～二百五十五　（略） （新設） 二百五十六～二百八十六　（略）

その他告示

○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二十三日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき	長崎市賑町5番24号	長崎市賑町5番24号	令和八年三月六日

○外務省告示第九十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年三月九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年三月九日
発行年月日　令和五年十二月十九日
旅券番号　ＭＪ二八六一二二七

○外務省告示第九十九号

令和八年二月二十六日にキーウで、緊急復旧計画（フェーズ5）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　緊急復旧計画（フェーズ5）を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六十二億円
3　贈与の供与期限　令和十年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　中込正志在ウクライナ大使
ウクライナ側　オレクシー・クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展大臣

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百号

令和八年二月十一日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトゥンハー州における教育インフラの災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハイバル・パフトゥンハー州における教育インフラの災害に対する強靭性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億二千七百万円
3　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
国際連合側　石垣和子国際連合人間居住計画アジア太平洋地域統括福岡本部長

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百一号

令和八年二月二十三日にアクラで、ノーザン州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する令和四年五月十九日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十一億千三百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　義本博司在ガーナ大使
ガーナ側　サムエル・オクジェト・アブラクワ外務大臣

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百二号

令和八年二月十七日にナイロビで、ケニア共和国における国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億二千六百万円
3　署名者
日　本　側　松浦博司在ケニア大使
国際連合児童基金側　シャヒーン・ニロファー在ケニア事務所代表

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第百三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項の規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（令和七年厚生労働省告示第百二十二号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。ただし、同項の規定により所定給付日数（受給資格者が同法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数）を超えて基本手当の受給を開始した日が同日以前である受給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、青森県の区域（五所川原公共職業安定所の管轄区域に限る。）とする。

○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町徳山字岩下二四一一・二四一三・二四一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四一〇、二四一四、字芹沢二四二四・二四二五の三・二四二六・二四二七・二四二九の二・二四三一の二・二四三四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二五の一、二四二五の二、二四二八、字野角二四三七の五・二四三七の七から二四三七の九まで・二四三八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四三七の六、二四三七の六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区赤沢字日掛山一五の一・一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上川戸七四六の一二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第二十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百八十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年三月二十四日から施行する。

令和八年三月二十三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県 八戸市 三沢市 むつ市 上北郡七戸町	令和七年十二月八日から令和八年六月二十三日まで

○国土交通省告示第四百四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

中央自動車道　湖南市菩提寺八重谷三二七番一西宮線　令和八年三月二十三日九時

○国土交通省告示第四百五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

近畿自動車道　亀山市安坂山町字二瀬川一一六六番三から同市安坂山町名古屋神戸線　字錐ケ瀧二九〇二番三〇〇まで　令和八年三月二十四日〇時

○国土交通省告示第四百六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

中央自動車道　大津市馬場南町字石ヶ谷三七一番三から同市馬場南町字西宮線　大岩八丈敷三七二番三まで　令和八年三月二十三日九時

○国土交通省告示第四百七号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年三月六日	株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸ	東京都品川区西五反田二丁目一一番八号学研ビル	貨物軽自動車安全管理者講習

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間　北秋田市栄字中小又沢八番三三地内

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙北市角館町西長野上野二二番四から同市角館町西長野上野三二番二まで	前	一一・二二～一八・〇八メートル　〇・〇九九キロメートル
	後	一三・三五～二一・九二メートル　〇・〇九九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年関東地方整備局告示第二十三号東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師谷公園

三　事業施行期間　自令和四年一月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第二百八十一号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

三　事業施行期間　自平成二十八年八月三十一日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内

○関東地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千三百五十四号東京都市計画公園事業第五・七・二十二号舎人公園

三　事業施行期間　自昭和五十一年十月六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・五・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至令和二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都府中市多磨町二丁目地内

○関東地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百七十九号町田都市計画緑地事業第一号小山田緑地
三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月五日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市上小山田町字八号並びに下小山田町字押沼、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上ノ山、字馬場窪、字鍬柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢及び字竜沢地内

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第百号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十三日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年関東地方整備局告示第百五十二号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
三　事業施行期間　自平成三十一年四月一日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園
三　事業施行期間　自平成十三年六月十八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号、平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号、平成二十五年関東地方整備局告示第九十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和六年関東地方整備局告示第百十一号の事業地のうち東京都東久留米市中央町三丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号、平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号、平成二十五年関東地方整備局告示第九十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和六年関東地方整備局告示第百十一号の事業地から東京都東久留米市中央町三丁目を削除する。
五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園
三　事業施行期間　自平成三年十月三十日至令和十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千三百二十七号小笠原都市計画公園事業第七・五・一号大神山公園
三　事業施行期間　自昭和五十三年八月九日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

北陸地方整備局長　髙松　論

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年北陸地方整備局告示第七十一号能美都市計画道路事業三・五・十九号高堂泉台線

三　事業施行期間　自平成三十年八月二十一日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本市中央区薬園町二九番一から同市中央区妙体寺町八番四まで	前	二三・五〇～三六・六〇メートル　〇・〇四六キロメートル
	後	二三・五〇～四九・一〇メートル　〇・〇四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本市中央区薬園町二九番一から同市中央区妙体寺町八番四まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十三日

○北海道開発局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　余市都市計画道路事業三・四・五号黒川線及び三・三・二号大川橋線

三　事業施行期間　自令和五年三月二十三日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和五年北海道開発局告示第二十一号の事業地のうち黒川町十七丁目、黒川町十四丁目、大川町十二丁目及び大川町十丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

会議

三月十九日（木曜日）　午後零時十分　本会議

参議院

質問主意書転送

三月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一三号）

国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第一四号）

奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一五号）

外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一六号）

人事異動

法務省

難民審査参与員に任命する（三月十四日）

岩田　嘉彦

検事

中曽根佳依

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事の併任を解除する（三月十五日）

井上　正仁

検察官適格審査会委員に任命する

佐伯　仁志

法制審議会委員を免ずる（以上三月十六日）

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、令和8年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

令和8年3月23日　防衛大臣　小泉進次郎

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

2　応募手続

(1)　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町5―1

電話番号：03―3268―3111（代表）（内線23553）

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日　　中部地方整備局長　森本　輝

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四十一号
㈢	占用を制限する区域	飛騨市神岡町梨ケ根地内
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十三日
㈦	図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日　　中部地方整備局長　森本　輝

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	一号
㈢	占用を制限する区域	四日市市白須賀一丁目地先から同市羽津町地先まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年三月二十三日
㈦	図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年３月23日　　中部地方整備局長　森本　輝

道路の種類	路線名	区間
一般国道	１号	四日市市東茂福町1873番１から同市羽津町2457番１までの上下線

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見
申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

北海道北広島市大曲幸町四丁目四番地二

（甲）医療法人ｍｉｒａｉ

理事長　谷口　正昭

東京都中央区銀座三丁目二番一五号ギンザ・グラッセ五Ｆ

（乙）医療法人社団行智会

理事長　岡田真理子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cw-consulting.co.jp/about/

（乙）https://peaceful-morning.com/news/

令和八年三月二十三日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（甲）株式会社クラウドワークスコンサルティング

代表取締役　大類　光一

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（乙）Ｐｅａｃｅｆｕｌ　Ｍｏｒｎｉｎｇ株式会社

代表取締役　前田　悠貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　四十八頁（号外第一五二号）

令和八年三月二十三日

東京都港区南麻布五丁目四番二号

（甲）株式会社セントロ

代表取締役　長坂　英樹

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

（乙）合同会社Ｃｏｂｒａ　Ｔｗｏ

代表社員　一般社団法人Ｃｏｂｒａ

職務執行者　長坂　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（甲）合同会社千葉エステート

代表社員　久保　孝徳

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（乙）合同会社スターティア

代表社員　久保　孝徳

兵庫県尼崎市西川二丁目八番一四号浜ライフ一〇三号　（丙）合同会社ファンプラス

代表社員　久保　孝徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

東京都世田谷区桜丘四―二四―一九Ｌａ・ｖｉｅ・ｂｅｌｌｅ千歳船橋

（甲）合同会社ブラウン

代表社員　久保　孝徳

神戸市中央区中町通三丁目一番一六号サンビル五〇二号　（乙）合同会社椿庵

代表社員　久保　孝徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年三月九日

掲載頁　十三頁

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

（甲）エアロ工業株式会社

代表取締役　杉野　学

石川県金沢市利屋町タ六〇番地

（乙）株式会社帝日

代表取締役　耳浦　久雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三日

掲載　六十一頁（号外第四十三号）

令和八年三月二十三日

岐阜県大垣市米野町三丁目三〇番地

（甲）コーテック株式会社

代表取締役　小野　浩一

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋

（乙）コーテックホールディングス株式会社

代表取締役　永井　晶也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十日

掲載頁　九十二頁（号外第二四七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十日

掲載頁　九十二頁（号外第二四七号）

令和八年三月二十三日

京都市南区上鳥羽卯ノ花町一一二番地

（甲）野口建設新都株式会社

代表取締役　野口　佳男

京都市左京区田中北春菜町七番地の四

（乙）野口工営住宅株式会社

代表取締役　野口　佳男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　五十三頁（号外第二三八号）

令和八年三月二十三日

大阪市北区中之島三丁目六番三二号

（甲）株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

代表取締役　下村　隆彦

大阪市北区中之島三丁目六番三二号

（乙）ＣＭケア株式会社

代表取締役　伊田　幸太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二一六頁（号外五十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二一五頁（号外五十二号）

令和八年三月二十三日

福岡県築上郡上毛町大字下唐原三七九番地
（甲）株式会社ユカリナ
代表取締役　島田まゆみ

東京都渋谷区宇田川町一番一二―三四〇七号
（乙）株式会社ホムア
代表取締役　島田まゆみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は令和七年十一月四日付で商号変更しており、旧商号株式会社明治屋として掲載されております。また、乙は令和八年三月一日付で本店移転しており、旧本店福岡市東区香椎駅東四丁目三七番七号として掲載されております。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　七十九頁（号外第二三三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　七十一頁（号外第二三三号）

令和八年三月二十三日

福岡市東区多の津一丁目七番五号
（甲）株式会社こはく本舗
代表取締役　北川　雅章

福岡市東区多の津一丁目七番五号
（乙）株式会社Ｌｅ　Ｐｅｔｉｔ　Ｎｉｃｏｉｓ
代表取締役　北川　雅章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｕ―ＮＩＱＵＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

宮城県気仙沼市三作浜八一番地一
合同会社Ｕ―ＮＩＱＵＥ
代表社員　株式会社祥瑞
職務執行者　榎本　泰之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社藤設備とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

東京都昭島市拝島町三―一一―七―一二一〇
合同会社藤設備
代表社員　齋藤　高央

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はランナー株式会社とします。

効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意は、三月十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

岐阜市大黒町一丁目九番地ミワビル一階
合同会社ランナー
代表社員　日比野泰士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＢＲＤＧ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県名古屋市中区橘二丁目二番一〇号
フーレルコート東別院一二〇四号室
合同会社ＢＲＤＧ．
代表社員　大竹　家嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社るのわとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県一宮市水附町二一番四号二階
合同会社るのわ
代表社員　藤井　俊輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県東海市富木島町伏見一丁目一番三号
合同会社センズ
代表社員　金村　龍徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県春日井市西屋町字南野池六四番地一一
合同会社Ｐｒｏｔａｇｏｎｉｓｔ
代表社員　横井　達也

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月二十三日

三重県伊賀市音羽一二〇番地
音羽生産森林組合
組合長　橋本　一正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＭＯＯＮ　ＢＥＡＲとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

大阪市中央区南船場二丁目七番一四号五階
Ｅｉｇｈｔｏｏｐ合同会社
代表社員　立野　淳司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

大阪府四條畷市清滝新町二三番八号
合同会社Make Up M's
代表社員　右田　真仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

広島市中区袋町一番一四号Ｋ．ＢＵＩＬＤ二Ｆ
合同会社Ｐｅａｃｏｃｋ
代表社員　秋鹿　祐斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

福岡市西区愛宕浜二丁目三番九号
プライマ・トレードジャパン合同会社
代表社員　山田　良太

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月二十五日とするＧＯＯＤ　ＮＥＷ　Ｅｓｔａｔｅ株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示については、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

東京都港区東麻布一丁目三番八号
ＧＯＯＤ　ＮＥＷ株式会社
代表取締役　裙本　理人

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

静岡県浜松市中央区東三方町二二八番地の一

リンクホールディングス株式会社

代表取締役　柄澤　公彦

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月二十五日を効力発生日とする株式会社ダイヤ空調との株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

佐賀市鍋島町大字森田七七九番地一一

株式会社ＴＭＣホールディングス

代表取締役　松本　慎介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千二百四十九万八千九百二十円、資本準備金の額を九千三百二十六万百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/145539/announces

令和八年三月二十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目七番一号渋谷グローリアビル二階　ｅｃｂｏ株式会社

代表取締役　叶　緯行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

富山県南砺市本町一丁目一六番地

ＧｉｇａＳｔｒｅａｍ富山株式会社

代表取締役　ダニエル・コックス

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億四千五百十二万七百七十五円、資本準備金の額を八億六千七百十二万七百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.symenergy.co.jp/

令和八年三月二十三日

神戸市中央区御幸通八丁目一番六号

シン・エナジー株式会社

代表取締役　乾　正博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万一円、資本準備金の額を一億五千五百九十九万九千九百九十九円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

熊本県山鹿市宗方通七〇二番地

株式会社ＰＲＳ山鹿

代表取締役　佐藤　公春

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月二十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十三日

京都市下京区中堂寺南町一三四番地

京都リサーチパーク一号館四階

マルホ発條工業株式会社

代表取締役　岩瀬　邦宏

合併につき株券提出公告

当社は、コーテック株式会社（住所　岐阜県大垣市米野町三丁目三〇番地）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月一日までに当社にご提出ください。

令和八年三月二十三日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋

コーテックホールディングス株式会社

代表取締役　永井　晶也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩本亜希子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月二十三日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿野村ビル三二階

シェファードカラージャパンインク

日本における代表者　岩本亜希子

任意清算公告

当法人は、令和八年三月十日をもって解散し、社会保険労務士法第二五条の二五第二項が準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目三―一城山トラストタワー一五階

社会保険労務士法人布目労務管理事務所

清算人　奥野　剛

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　令和八年二月末日において当社及び当社の子会社の役員、執行役員、顧問、従業員その他これらに準ずる地位にない者が保有する第四回新株予約権十五個、第六回新株予約権十二個、第八回新株予約権十五個、並びに第九回新株予約権二十一個

二、取得の日　令和八年四月九日

令和八年三月二十三日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目一〇番九号

セルアクシア株式会社

代表取締役　関　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十億四千万円減少して三億三千八百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmy20g1/

令和八年三月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ロンジヴィティ

取締役　金谷　正文

訂正公告

令和八年三月十六日（号外第五十三号）掲載の（甲）株式会社セルフ工企と（乙）株式会社エヒメインテリア商事に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告において最終貸借対照表の要旨の記述中「甲の」とあるは「両社の」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月二十三日

扱　店

正　誤

令和八年三月十九日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実